資料２

第２次千葉県犯罪被害者等支援推進計画（素案）の概要

第１章　計画の基本的事項

○計画策定の趣旨：犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するもの。
○計画の位置付け：条例第８条に基づく計画であり、上位計画である千葉県総合計画の下、県の関係する計画との連携・整合性を図る。
○計画期間：令和９年度～令和 13 年度（５か年）。計画期間内であっても必要に応じて見直しを行う。
○計画の推進・評価・公表（条例第 22 条）：関係機関と連携・協力して施策を推進。進捗把握のための指標を設定。毎年度実施状況を公表。

第２章　県内における犯罪発生状況等

○犯罪の発生状況：刑法犯認知件数は平成 14 年をピークに令和３年まで減少していたが、令和４年から４年連続で増加している。
○相談状況：県警における相談件数は増加傾向にある。民間支援団体における相談件数は年度により変動があるものの増加傾向にある。
○犯罪被害者等の状況：経済面・生活面や心身に大きな影響が生じ、１年後も続いているほか、二次的被害を受けることもある。
○犯罪被害者等支援施策に関する県民の意識：犯罪被害者等のための相談窓口や支援施策等の認知度が十分とは言えない。

第３章　施策の基本的な考え方

【目指す姿】　**社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現**

【基本方針】
○ 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が行われること。
○ 犯罪被害者等一人ひとりの事情に応じた適切な支援が行われること。
○ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じて、迅速に、途切れることなく継続して支援が行われること。
○ 犯罪被害者等の置かれている状況等について、二次的被害の防止を含め、県民や事業者の理解を深めること。

【本計画における重点課題・取組】

重点課題	重点的な取組
①事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施	①犯罪被害者等に対する支援の充実、犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした関係機関・団体との連携の強化及び多機関ワンストップサービスの推進
②県内のどの市町村に住んでいても必要な支援を受けられる犯罪被害者等支援の実施	②市町村に対する情報提供等の支援の充実
③民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施	③犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成、受傷対策
④大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施	④大規模事件・事故における支援体制の整備
⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・支援の実施	⑤性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化
⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施	⑥ＳＮＳ等を活用した効果的な広報・啓発の推進

第４章　犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

方向性Ⅰ　犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

［３つの施策の柱］	［８つの基本的な施策］	［１８の主な施策］	［具体的な取組］
1　支援推進体制の整備と充実	(1)総合的な支援体制の整備（条例第９条）	①県内部における推進・連携体制	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターによる支援　等
		②外部機関との連携体制	【重点】多機関ワンストップサービスの運用　等
		③性犯罪等被害者に対する支援体制	【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援の充実　等
		④円滑な情報共有体制	市町村への見舞金等に係る情報提供　等
	(2)市町村に対する支援（条例第10条）	①市町村が取り組む犯罪被害者等支援に対する支援	【重点】犯罪被害者等支援に関する情報の提供等の支援　等
	(3)民間支援団体に対する支援（条例第11条）	①民間支援団体に対する支援の充実	【重点】民間支援団体における人材の確保・育成等
	(4)人材の育成（条例第12条）	①犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成	県職員・市町村職員向け研修会の実施　等
		②犯罪被害者等支援に従事する人材の受傷対策	【重点】民間支援団体における支援員の受傷対策への支援　等
2　犯罪被害者等に対する支援の充実	(1)相談・情報の提供（条例第14条）	①相談体制の充実	総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化　等
		②情報提供の充実	犯罪被害者等への情報提供　等
	(2)損害回復・経済的支援等	①経済的負担の軽減（条例第18条）	○【重点】千葉県犯罪被害者等見舞金の支給 ○【重点】弁護士による法律相談の実施 ○犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知　等
		②日常生活の支援（条例第15条）	
		③居住の安定（条例第16条）	
		④雇用の安定（条例第17条）	
		⑤損害賠償請求に関する支援（条例第19条）	
	(3)精神的・身体的被害の回復及び二次的被害等の防止	①保健医療サービス及び福祉サービスの提供（条例第20条）	○【重点】性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング支援 ○公費負担制度による支援　等
		②安全の確保（条例第13条）	

方向性Ⅱ　社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成

3　県民・事業者等の理解促進への取組（条例第21条）	(1)県民・事業者等に対する広報・啓発	①県民・事業者等への効果的な広報・啓発の実施	○【重点】相談窓口等に関する広報・啓発の実施 ○【重点】性犯罪・性暴力被害に関する学校教育における周知　等